



年金受取総額保証付変額個人年金保険GF
(特別勘定:世界バランス55TMA)

商品の特長

1 目標値の設定

- 目標値(%)をご契約者に設定いただきます。一時払保険料に対して110%・120%・130%・140%から設定してください。

2 自動運用成果確保

- ご契約日より3年経過以降、大切な資産の増減は、ご契約者に代わって保険会社が毎日チェックし、目標値に到達した場合は自動的に運用成果を確保します。
- 運用成果が確保された場合は、保険会社より「目標到達のご案内」をご契約者に郵送します。
- 確保された資産は、運用期間満了を繰り上げて年金または一括でお受け取りいただけます。

3 年金受取総額の最低保証

- 運用期間満了時点で積立金額が基本保険金額を下回った場合でも、年金支払期間15年の確定年金でお受け取りいただくことにより年金受取総額で基本保険金額の100%を最低保証します。

ご注意いただきたい事項

- 1 ⚠ 「目標値」は運用期間中に変更できますが、目標値に到達した日以降は変更できません。また、変更時の積立金額を下回る目標値への変更はできません。

- 2 ⚠ ご契約日より3年以内に目標値に到達しても運用成果を確保しません。

- 3 ⚠ 運用期間満了時点で積立金額が基本保険金額を下回った場合の年金の受取方法は**年金支払期間15年の確定年金のみ**となります。
- ⚠ 運用期間満了時点で一括受取を希望される場合は、「運用期間満了時点の積立金額」または「基本保険金額の90%」のいずれか高い金額をお支払いします。
- ⚠ 運用期間満了前に解約した場合の解約払戻金額には最低保証はありません。

「グッドニュース」は生命保険です

この商品は、生命保険です。預金とは異なり、元本保証はありません。また、預金保険制度の対象ではありません。

特別勘定について

この商品では、特別勘定による資産運用を行います。

特別勘定に属する資産の種類、評価方法、運用方針など、資産運用に関する事項については「特別勘定のしおり」や「特別勘定レポート」をご参照ください。

投資リスクについて

この商品はご契約者から払い込まれた一時払保険料を積立金として特別勘定で運用します。この商品の特別勘定は国内外の株式および債券等の各資産を主要投資対象とする投資信託等に投資することにより運用を行います。この商品では、特別勘定の運用実績が将来お受け取りになる年金額・解約払戻金額・死亡保険金額等の変動(増減)につながるため、高い収益性が期待できる反面、投資の対象となる株価や債券価格等が下落した場合には積立金額も下落する場合があります。また、外国株式や外国債券を投資対象としている場合は為替相場の影響を受けますので、為替相場の変動により積立金額が下落する場合があります。その結果、解約払戻金額・年金原資等が払込保険料総額を下回り、ご契約者が損失を被ることがあります。これらのリスクはご契約者に帰属することになりますので十分ご注意ください。

死亡保障について

死亡保険金	運用期間中	「被保険者がお亡くなりになった日の積立金額」または「基本保険金額（一時払保険料）」のいずれか高い金額を死亡保険金として死亡保険金受取人にお支払いします。
	据置期間中	被保険者がお亡くなりになった日の据置期間付確定年金の積立金額を死亡保険金受取人にお支払いします。
災害死亡保険金	運用期間中および据置期間中	被保険者が不慮の事故等でお亡くなりになった場合は死亡保険金額に災害死亡保険金額（基本保険金額の30%）を加算して死亡保険金受取人にお支払いします。
死亡一時金*	年金支払開始後	年金支払期間中に被保険者がお亡くなりになった場合、年金受取人に残存年金支払期間中の未払年金の現価に相当する金額を死亡一時金としてお支払いします。

* 死亡一時金のお支払いに代えて、年金受取人に引き続き年金をお支払いすることもできます。
年金受取人が被保険者の場合は後継年金受取人にお支払いします。

保険金をお支払できない場合について

責任開始時の属する日から被保険者が2年以内に自殺した場合や、ご契約者または死亡保険金受取人が故意に被保険者を死亡させたときなどは、死亡保険金のお支払いができません。

解約払戻金について

解約払戻金額は当社が解約にかかわる必要書類を不備なく受け付けた日（解約日）の積立金額となります。解約払戻金額には最低保証はありませんので、特別勘定の運用実績によっては一時払保険料相当額を下回ることがあります。

諸費用について

この保険では以下の諸費用の合計額をご負担いただきます。

	項目	費用	ご負担いただく時期
ご契約時	契約初期費用	一時払保険料の 4.0%	ご契約時、特別勘定への繰入前に、一時払保険料から控除します。
運用期間中	保険関係費用（保険契約管理費）	特別勘定の純資産総額に対して 年率2.55%	毎日控除します。
	資産運用関係費用*1（資産運用管理費）	特別勘定の投資対象となる投資信託の純資産総額に対して 年率0.25%（税抜）程度	毎日控除します。
年金支払期間中	保険関係費用*2（年金管理費）	年金額に対して 1.0%以内	年金支払開始日以降、年1回の年金支払日に責任準備金から控除します。

*1 資産運用関係費用は、主に利用する投資信託の信託報酬率を記載しています。信託報酬の他、監査報酬、信託事務の諸費用、有価証券の売買委託手数料および消費税等の税金等がかかりますが、費用の発生前に金額や計算方法を確定することが困難なため表示することができません。また、これらの費用は投資信託の純資産総額より差し引かれます。したがって、ご契約者はこれらの費用を間接的に負担することになります。なお、資産運用関係費用は、運用手法の変更等により将来変更される可能性があります。

*2 将来、内容が変更になることがあります。

付加できる特約について

この保険は次の特約が付加できます。

年金支払特約	死亡保険金について、一括でのお支払いに代えて年金でお支払いする特約です。
指定代理請求特約	年金受取人が年金を請求できない所定の事情がある場合に、あらかじめ指定された指定代理請求人が年金受取人の代理人として年金を請求することができます（被保険者と年金受取人が同一人の場合に付加できます）。

主な送付書類と送付時期

運用期間中

【すべてのご契約者にお届けする書類】

- 「ご契約状況のお知らせ」……………年4回、1・4・7・10月に郵送いたします。
※1月1日、4月1日、10月1日時点の情報についてはハガキ、
7月1日時点の情報については、封書でお届けいたします。
- 「特別勘定の現況」……………年1回、7月の「ご契約状況のお知らせ」と合わせて郵送いたします。

【運用成果を確保したご契約者にお送りする書類】

- 「目標到達のご案内」……………契約日より3年経過後、目標値に到達した場合に郵送いたします。

年金受取開始前・開始後

- 「年金支払開始のご案内」……………年金受取開始前に郵送いたします。
- 「年金証書」……………年金受取開始後に郵送いたします。

上記送付書類の種類および内容については将来変更される可能性がありますのでご了承ください。

ご契約者さま専用テレホンサービス

ご契約内容・各種手続きに関するお問い合わせは

ご契約者さま専用テレホンサービス



0120-155-730

受付時間：月～金/9:00～17:00（祝日、12月31日～1月3日を除く）

お問い合わせの際は、証券番号が分かる「保険証券」等をあらかじめご用意のうえ、
ご契約者さま本人よりお問い合わせください。

- この資料は、ご契約者さま向けに商品の概要をご説明したものです。
- 詳細につきましては、ご契約時にお渡ししております「ご契約のしおり・約款」「特別勘定のしおり」等にてご確認ください。

募集代理店

引受保険会社



東京海上日動あんしん生命